

# 2019年12月議会

## 南部・東部地域振興対策特別委員会

2019・11・27 今井光子議員の質問

\*議会の資料から作成したもので公式の会議録ではありません  
日本共産党奈良県会議員団

### 質疑

地産事業繰越明許費の補正の地産事業について、農地や里山等の利用を通じた動的な保存（報告）について、奈良県の状況に応じた新たな森林環境管理制度を導入について

今井光子議員 先ほど地産事業で、台風10号で工事箇所の地権が変わったという説明いただきましたけれども、どこの箇所かわかりましたら教えていただきたいと思えます。

それから、明日香法のところで、2ページ目のところに、答申の主要なポイントの②のところに、農地や里山等としての利用を通じた動的な保存というふうに書かれてるんですけども、この動的な保存というのは具体的にはどういうことをイメージしておられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、県の森林の新しい提案が出されて、大変画期的な内容だなというふうに受けとめてるんですが、これは何か国のほうで上部法みたいなものがあるのかどうか、そのあたりのことがわかりましたらお尋ねしたいと思います。あとはまた、質問させていただきます。

内田森林整備課長答弁 今井委員お述べの地産事業繰越明許費の補正の地産事業について、どこの箇所かということでお答えさせていただきます。

今回の追加案件に関しましては、箇所2カ所ございまして、1カ所が川上村の高原地内のもの、それからもう1カ所が黒滝村の赤滝地内のものがございます。

米田南部東部振興課長答弁 資料のほうで、農地や里山等の利用を通じた動的な保存とはというご質問でございますが、歴史的な風土を保存するということで、もともと地下にあるものを、そのまま保存するという形だけではなく、風景そのものを残していくのに人の営みであるとか、農業そのものであるとか、農村そのものを生かしていこうという、残していこうという、そういうところを動的な保存というふうに使わせていただいております。

松田新たな森林管理体制準備室長答弁 新たな森林管理制度の上位法が国のほうであるのかというご質問でございますが、基本的に国の法律に基づき制定導入する制度ではございませんが、林野庁所管の森林・林業基本法の趣旨にのっとり、奈良県の状況に応じた新たな森林環境管理制度を導入しているという考えで作業を進めているところでございます。

今井光子議員 2カ所の場所はわかりました。先ほどの明日香村のところで、農業そのものを残していくという、そういうようなお考えだということですけども、過疎法が4回ほど更新されていく中で、明日香は過疎地域ではなかったのが過疎地域に含まれるように今なってきました。

そして、いろいろ明日香村に対して国のほうも予算を投じてされているわけですけども、やはり地域の景観を保全するという意味では、今言われたように農業が営まれているということが、明日香の景観の非常に大きな要素になるかなというふうにも思っております。それで、いろいろ明日香の方にもお話を聞いてたんですけども、例えばお米の価格一つとりましても、傾斜地の段々畑のようなところで収穫できるお米も、平地の機械を入れて

収穫できるお米も同じ価格で購入するというような状況の中で、農業のやりたいって若い人たちも明日香村に何人かおられているんですけども、3年間は補償があると、新規営農の場合の。けども3年を過ぎると、これからは自分の力で農業をやって村に残っていくのか、それともちょっとこれでは見通しがいいから、もう別のところに何かしようかという、そういう岐路に立つというのが3年目というようになってるんですが、そのあたりのつなぎをもう少し丁寧にして、本当にこの明日香法の中で農業を残していこうということであれば、今どんなふうに若い営農者の人たちがしているのか、私も詳しい実態はわかりませんが、その辺の実情もぜひつかんでいただいて、声も聞いていただいて、そしてどういうふうな支援をすれば、ここにあるような明日香村に農業が残っていけるのかということ、ぜひお考えいただきたいなということ、これはお願いをしておきたいなと思っております。

## 高等学校の総合寄宿舍の利用促進について 安心して預けられるという条件整備をすすめ、対象者の拡大など もして県北部の人々も利用できる施設に

今井光子議員 実は先日、PTA協議会のほうから要望書をいただきまして、それを見ましたら、奈良県の高等学校の総合寄宿舍の要望が出されておりました。この寄宿舍は今、畝傍寮とかぐやま寮と2つの寄宿舍がありますけれども、畝傍寮のほうは昭和52年につくられたということで、かなり老朽化になっております。

かぐやま寮は平成10年ですので、比較的新しいということですが、本当に利用する対象がやっぱりいわゆる過疎地域ということに限られた寮の利用になっておまして、吉野高校に伺いましたときにも、生徒さんの大体75%ぐらいが1時間半以上の通学時間をかけて来るといったようなことなどもございまして、もう少し全域に広げるとか、よそからの方も他府県の方も来られるとかいうように、範囲を広げることで南部のほうの高校にもっと北部の人たちも利用できるようになるのではないかなというふうな、そんなことも思ったりしております。

やはり過疎になる一つの要因として、子どもの学校の上がるというそのときに、子どもさんだけではなくて心配で親までついていくというような話も聞いたりしておりますので、やはりこの寄宿舍については安心して預けられるというような条件整備をしていただきたいなと思っておりますし、対象者ももっとふやして、ほかからの方も利用できるようにできたらいいなと思っております。

もしお答えいただけるのでしたら、何かお聞かせいただきたいと思っておりますし、答えるところがなかったら、また教育のほうでも話をさせていただきたいなと思っております。

大西教育次長（学務担当）答弁 今、寄宿舍の内容についてということでしたが、学校支援課のほうで、その寄宿舍の担当をしておまして、実情と今ございましたように条件整備であるとか、あるいは対象のことについてということでしたが、今、私の手元にはございませんので、また必要ございましたら文教のほうでもお話しさせてもいただきますし、現在の実情の資料が必要でございましたら、後ほどご提出させていただきたいと思っております。

（了）